

(仮称) 荒川区町屋2丁目マンション計画 新築工事

計画場所	地名地番：東京都荒川区町屋二丁目 314-5 他 住居表示：東京都荒川区町屋二丁目 9-23 他
区域面積	1,316.14 m ²
事業者	事業者名：東京建物株式会社 所在地：東京都中央区八重洲一丁目4番16号 代表者：執行役員 住宅賃貸事業部長 近藤 学
住宅計画等	共同住宅 66戸 1DK～3LDK (25.41 m ² ～70.70 m ²)
入居時期	令和8年8月上旬予定
標識設置予定日	令和7年1月10日予定
子育て支援施設の設置計画 (事業者作成)	入居者想定を単身者及び子供の居ない夫婦を中心としている。子供が成長する過程で転居することが想定されるため、大幅な就学前人口の増加見込みはないと考える。そのため、特に子育てのために必要な施設の設置は想定していない。 (届出日：令和6年8月5日)
区の協力要請内容 (区の通知)	当該マンションの建設による保育需要の増加について、区で推計を行ったところ、12人程度の保育園需要の増加が見込まれる。計画地である町屋地域の待機児童数は、令和6年度に1歳児が2名となっており、また、当該マンションは町屋駅から近く、交通の便が良いため共働き世帯の入居が見込まれる。このことから、当該地域において保育需要が増加し、保育施設が不足することが想定されるため、保育施設の設置を要望する。 (通知日：令和6年9月18日)
協議結果 (事業者回答)	法的要件により、共用施設(集会室、駐車場、駐輪場、ゴミ置場)を設けることが義務付けられているため、保育施設を設置するのが困難である。また、本計画は成人を対象とした単身者、2人家族用の居住形態を中心に想定しているため、保育施設は設置しない。 (回答日：令和6年10月18日)